

森林税活用事業（第 2 期）の今後の進め方（案）

森林政策課

平成 20 年度から平成 24 年度までの第 1 期及び平成 25 年度からの第 2 期の森林税活用事業により、県内各地における手入れが必要な里山の整備については一定の進捗が図られたが、大北森林組合の補助金不適正受給等の事案やこれまでの森林税活用事業の成果と課題を踏まえ、残された整備が必要な里山等における間伐や、間伐材の利活用等による継続的な森林づくりなどを進め、森林の多面的機能の高度発揮を図る必要があることから、以下の点を見直し第 2 期の森林税活用事業を継続する。

見直し内容①：地域の要望を踏まえた適正な予算額の要求、実態に応じた予算執行の徹底

- 森林税活用事業を含む造林補助事業については、北安曇地域に対して地域の事業体の施工能力を超えた事業量の予算が措置されていた。
 - 北安曇地方事務所林務課では、年度末において予算を活用するため、翌年度早期に完了させることを前提に、未完了事業の申請を依頼する対応が行われていた。
- 造林補助事業を含めたほぼ全ての事業において、翌年度の要望調査を予算編成前に実施することなどにより、地域の事業主体の実行体制や能力などを踏まえた目標の設定や見直し、予算額の設定を行う。
- 林務部コンプライアンス推進行動計画に基づき定期的に事業の執行状況を把握するとともに、年度内に完了しないものの減額処理や繰越処理を行うなど、県民目線での適正な予算執行に取り組む。

見直し内容②：森林税活用事業を含む造林補助事業等の不適正申請の再発防止

- 造林補助事業において、補助金申請時に必要な書類が適切に作成されず、現地機関においても規定に沿った書類調査が行われていなかった。
 - 造林補助事業の現地調査における、箇所が無作為調査が徹底されておらず、業務多忙等の理由により内規に基づく調査が未実施であった。
 - 地域で進める里山集約化事業において、交付の条件である翌年度までの森林整備の実施が徹底されていなかった。
- 造林補助事業の申請時に作業内容を確実に確認できる写真の添付を義務化するなど、補助申請者による自己チェックの強化と書類調査の厳格化を図る。

- 造林補助事業の調査箇所の無作為抽出に当たり乱数表を用いたり、原則 2 人体制で調査を行ったりするなど、現地調査の形骸化防止・けん制体制強化に取り組む。
- 地域で進める里山集約化事業において、集約化した箇所の間伐の進捗管理ができるチェックシートを作成して進捗管理を行うなど、適正な事業執行を行う。
- 不適正な申請が確認されていないその他の事業についても、現地機関に設置した「コンプライアンス推進会議」等において事業実施の確認方法・内容を報告するなど、けん制体制の強化を図る。

見直し内容③：森林税の目的達成に向けた取組の徹底

- これまで、森林税活用事業の実施にあたっては、間伐面積や集約化面積など毎年度の数値目標の達成を最優先に、進めやすい場所から事業が実施されてきた傾向があったが、その結果として、中には間伐が進まず面的に整備が残っているエリアもある状況。
 - 切捨間伐から搬出間伐へ移行を促進する観点から事業に取り組み、一定の搬出は進んだものの、搬出から材としての活用を担う主体の育成や、利用側とのマッチング、搬出された材の利用拡大が十分に進まず、搬出の取組は十分とはいえない。
 - 求められる機能に応じた里山等の森林づくりの推進、間伐材等の利活用による継続的な森林づくりの推進、里山と人との絆づくりの促進といった、森林税本来の目的を達成させる取組を加速させる必要がある。
- 数値目標の達成を最優先にするのではなく、森林税本来の目的を達成させるため、必要に応じて補完的な目標を新たに付加するなど目標設定の考え方を変えるとともに、年度当初に開催する会議等を通じ、事業に関わる職員において改めて事業の趣旨の共有を図る。
- 長野県森林GISにより作成した間伐実施状況の図面を活用し、今後、重点的に里山整備が必要なエリア（団地）を各地域において絞り込み、間伐を進めていく。
- 間伐材の搬出とその利活用等による継続的な森林づくりを効果的に進めていくため、間伐材の搬出支援については、他の森林税活用事業や部局の枠を超えた木材利用や人材育成の事業をパッケージで活用することを進めるとともに、搬出から利活用を担う主体や人材の育成、利用団体とのマッチングを行うことにより、間伐材の搬出の取組を活性化させていく。

主な森林税活用事業（第2期）の今後の進め方（案）

◎ 里山等における間伐の実施

【これまでの取組状況】

- 平成20年度から24年度までの第1期の5年間で実施した約2万1千haとあわせて、8年間で約2万9千haの間伐を実施する見込みであり、手入れが必要な集落周辺の里山の間伐について、一定の進捗が図られた。
- 長野県森林GISを活用してこれまで間伐を実施したエリアについて図面上に整理。



【見込まれる成果】

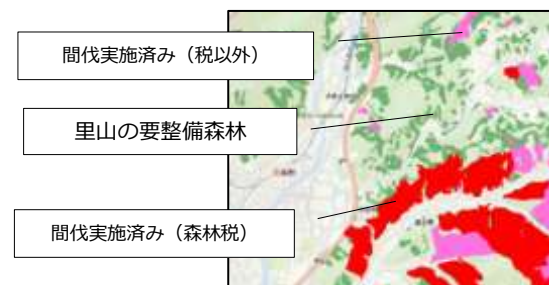
- 重点的に里山整備が必要なエリア（団地）について、森林所有者が不在村であったり未相続により不明な森林などは除いて、その整備が終了する。

【課題】

- 国庫補助対象とならない森林化した耕作放棄地や集落周辺に散在し経営計画等の樹立が難しい森林、あるいは土地所有者が不在村や所有者不明等の森林など、手入れが必要な集落周辺の里山においても、現在まで整備が進んでいない森林が残っている。
- 中には間伐が進まず、面的に整備が残っているエリアもある状況。

【今後の進め方】

- 長野県森林GISにより作成した間伐の実施状況の図面を活用し、今後重点的に里山整備に取り組むエリア（団地）を絞り込む。
- 絞り込んだエリア（団地）の森林整備を実施するために必要な条件を各地域で整理する。
- 各エリア（団地）において、市町村や地域と連携して条件整備を進め、間伐を実施。



長野県森林GISのイメージ

◎ 水源林の公的管理の推進

【これまでの取組状況】

- 水源林の保全対策として、公有林化、保安林指定、協定締結、条例指定等による公的管理を進め、平成25年度からの2年間で3箇所水源林の一部が公有林化された。

【課題】

- 森林所有者の把握が困難なことや所有者から公的管理への理解が得られないことにより、土地を取得するための承諾が得られない。

【今後の進め方、見込まれる課題】

- 公有林化に加えて、協定締結など他の手法による公的管理への支援を検討。
- 市町村が公的管理の意向を示した水源林で、公有林化を含む公的管理の設定が終了。

◎ 間伐材の利活用や里山資源の活用による継続的な森林づくりの推進

【これまでの取組状況】

- これまで切り捨てられていた間伐材を搬出、利用する取組が一定程度進んだ（H25～H27の3年間で約5千m³の間伐材を搬出見込）
- 地域が主体となり間伐材を木質バイオマスや商店街の木質化などに利用するモデル的な取組を支援（H25～H27の3年間で18地域の取組を支援見込）
- 山菜やきのこ栽培など里山の資源を自発的に管理・活用するモデル的な取組を支援（H25～H26の2年間で20地域の取組を支援）



【課題】

- 税事業の里山における搬出支援は、通常の国庫補助事業と比べると大がかりな機械等を使った搬出間伐には不向き
- 積極的に取り組んでいる地域とそうでない地域が存在し取組に濃淡あり
- 搬出から材としての活用を担う主体の育成や利用側とのマッチングが進まず、搬出として十分な取組となっていない
- 間伐材を利用するモデル的な取組について、今後、各地域に波及させ、地域で持続的かつ自立的な活動につなげていく必要がある
- 里山資源を有する地域において、地域自らが継続して里山資源の利用を取り組むため、リーダー等の人材の育成が必要

【今後の進め方】

- 搬出支援について、他の森林税活用事業や、部局の枠を超えた木材利用や人材育成の事業をパッケージで活用することを進める
- 搬出から利活用を担う主体や人材の育成、利用団体とのマッチングを行うことにより、間伐材の搬出の取組を活性化
- 支援した間伐材利用のモデル的な取組について、他地域に広く波及していくための普及活動について、現地機関等と協議しながら効果的に進める
- 里山利用のモデル地域等において、地域のリーダー等を育成することにより、地域が継続して里山資源の利活用に取り組む仕組みづくりを進める

【見込まれる成果】

- ● 地域の里山から間伐材を生産し使う取組が、継続的・自立的な里山の森林整備に繋がる契機となる
- 里山資源の利活用の取組などにより、継続的な里山管理を進める機運が高まる